

平成 1 9 年 度

# 社 会 保 険 事 業 計 画

社 会 保 険 庁

# 目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	7
1. 適用事務に関する事項 -----	8
2. 保険料等収納事務に関する事項 -----	15
3. 保険給付事務に関する事項 -----	21
4. 年金相談等の充実に関する事項 -----	27
5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	29
6. 業務全般に関する事項 -----	31
III. 月次計画 -----	45
(1) 新規事業計画 -----	46
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	51
(3) 会議計画 -----	54
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	55
(5) 監察等計画（本庁実施分） -----	56
(6) 研修計画 -----	57
(7) 保険局・年金局・地方厚生局関係 -----	61
IV. 附属参考資料 -----	65

# I . 事 業 運 營 方 針

## 事業運営方針

平成16年7月に開始した社会保険庁改革は、本夏で3年を経過する。

平成16年夏から「社会保険庁改革推進本部」を発足させ、様々な事業運営上の諸問題に対し、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめ、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5本柱の業務改革を開始した。

また、その後、平成17年度から平成19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、平成17年9月にとりまとめた「業務改革プログラム」に基づく各般にわたる取組を推進してきた。

これにより、例えば、年金相談のサービス改善については、相談時間の延長や休日相談の実施、待ち時間の短縮、ねんきんダイヤルの実施、インターネットを活用した年金個人情報の提供などが図られ、保険料の収納対策については、コンビニやインターネットの活用などの納めやすい環境整備とともに、所得情報を活用した強制徴収や免除勧奨により、平成17年度の国民年金保険料収納率は、対前年同期比3.5%増の67.1%に改善するなど、一定の改革の成果は現れつつある。

平成19年度事業計画においても、業務改革プログラムに掲げた次の到達目標に向け、改革の取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、全力を注ぐこととする。

また、平成19年度からは、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努める。

### 【業務改革プログラムに掲げた業務改革の到達目標】

#### ①<法令に則った業務執行の徹底>

コンプライアンスの確立された業務執行体制を早急に整備する。

(到達目標)

- 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る。
- 不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェックシステムを整備し、適正な事務処理を確保する。
- 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する。
- 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する。

## ②<国民サービスの向上>

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

(到達目標)

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する。
- 社会保険事務所等に直接お越しただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報提供の充実等に取り組む。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化の推進を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に社会保険事務が実施されるための対応を推進する。

## ③<年金制度の周知徹底>

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

(到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

## ④<保険料収納率の向上>

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。
- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除等申請者の手続負担の軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。
- 厚生年金保険・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

#### ⑤<予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。

#### ⑥<個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

#### ⑦<意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

#### ⑧<能力重視の人事政策の断行>

(到達目標)

- 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する。

一方、社会保険庁の組織形態の抜本改革については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」のとりまとめに沿って、平成18年の通常国会に、社会保険庁を廃止して国家行政組織法の特別の機関である「ねんきん事業機構」を設置する等の社会保険庁改革関連二法案を提出した。

しかしながら、国会審議の途上で、国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理の問題が明らかとなり、国民の信頼を再び大きく損ねる事態となった。このため、与党内で改めて議論が生じ、関連二法案は、秋の臨時国会で審議未了廃案となるとともに、与党において新たな改革案がとりまとめられ、公的年金に係る財政責任・管理運営責任は国が担いつつ、その運営に関する業務を新たに非公務員型の公的新法人を設けて行わせることとなり、平成19年の通常国会に新たな法案を提出することとなった。

一方、政府管掌健康保険の運営を平成20年10月から切り離して全国健康保険協会（非公務員型公法人）を設置することについては、平成18年の通常国会で、健康保険法等の一部を改正する法律により成立している。

また、船員保険制度については、平成22年に労働者災害補償保険及び雇用保険への統合、全国健康保険協会への移管を柱とした改正法案が平成19年の通常国会に提出される。社会保険庁においては、制度の円滑な移行に向けて関係省庁及び関係部局との調整等の準備を進める。

国民の信頼に応えられる新たな組織の設立に向け、鋭意準備を進めるとともに、新組織移行までの間に、ガバナンスの強化や職員の意識改革に取り組むこととする。





## Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述  
(但し、6(1)(2)(5)(6)(7)は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成19年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成19年度の見込数値を計上している。

# 1. 適用事務に関する事項

## (1) 国民年金の適用の適正化

【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

〔数値目標〕 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る

### 【計画】

#### ① 20歳到達者の完全適用等

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勧奨状を送付して届出手続の勧奨を実施する。
- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない20歳到達の在日外国人を把握するため、市町村に情報提供を求められるよう法整備を行い、適用勧奨を実施する。
- エ 住民基本台帳ネットワークシステムから34歳到達者の情報を取得できるよう法整備を行い、未加入者を把握した上で適用勧奨を行う。

#### ② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 国民年金事務指導員による届出励行を実施する。
- エ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- オ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- カ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続きに誤りがないか、確認を行う。

#### ③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化することを検討する。
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けられるようにするため、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として、実施のための調整を進める。

		19年度見込	17年度実績
見込数値	・第1号被保険者数	21,507,000人	21,903,485人
	・第1号資格取得者数	5,516,000人	5,083,885人
	・第1号資格喪失者数	5,675,000人	5,337,704人

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査を行ったもの）の割合：4分の1以上  
注）未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。

### 【計画】

#### ① 未適用事業所の適用促進

ア 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用し、未適用事業所を把握する。

イ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。

	平成19年度	平成18年度	平成17年度
重点的な加入指導対象	10人以上	10人以上	15人以上
職権適用対象	10人以上	15人以上	20人以上

※19年度の重点的な加入指導対象には、10人未満の事業所でも外部からの情報提供等により把握した事業所は含む。

ウ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（平成18年度は104カ所の社会保険事務所に拡大。）の実施状況等を踏まえ、平成19年度は、全ての社会保険事務所において一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所においては、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化につなげる。

エ 社会保険事務局毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。

オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。

カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

#### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。

- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- エ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- オ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- カ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- キ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続（資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険被保険者住所変更届）について、平成20年度までに届出全体の25%以上が磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	前年度を上回る	66,087所
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	65,010所
	船員保険	前年度を上回る	227所
	・訪問勧奨実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数（前年度を大幅に上回る）	53,129所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数（前年度を大幅に上回る）	4,013所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
	厚生年金保険	前年度を大幅に上回る	55,217件
	政府管掌健康保険	前年度を大幅に上回る	49,348件
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	前年度を上回る	70,664件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	67,443件	

	1 9 年度見込	1 7 年度実績	
見込数値	・ 全被保険者資格喪失事業所数		
	厚生年金保険	36,000所	45,223所
	政府管掌健康保険	35,000所	43,789所
	船員保険	200所	240所
	・ 適用事業所数		
	厚生年金保険	1,656,000所	1,648,101所
	政府管掌健康保険	1,525,000所	1,515,290所
	船員保険	6,100所	6,292所
	・ 賞与支払事業所数（年度延数）		
	厚生年金保険	1,906,000所	1,932,383所
	政府管掌健康保険	1,615,000所	1,645,961所
	船員保険	4,000所	4,099所
	・ 資格取得被保険者数		
	厚生年金保険	7,556,000人	6,904,641人
	政府管掌健康保険	5,028,000人	4,703,201人
	船員保険	26,000人	28,745人
	・ 資格喪失被保険者数		
	厚生年金保険	6,502,000人	6,375,211人
	政府管掌健康保険	4,590,000人	4,478,890人
	船員保険	32,000人	29,119人
	・ 被保険者数		
厚生年金保険	33,569,000人	33,021,689人	
政府管掌健康保険	19,697,000人	19,156,318人	
船員保険	59,000人	64,834人	
・ 被扶養者数			
政府管掌健康保険	16,283,000人	16,493,297人	
船員保険	92,000人	103,105人	

### (3) 基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理

【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

#### 【計画】

#### ① 基礎年金番号による適正な届出の周知

資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。

#### ② 基礎年金番号の適切な払出し

被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票による基礎年金番号の照会を徹底する。

また、年1回、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出して、重複付番者一覧表により重複付番の解消を行う。

#### ③ 基礎年金番号への過去記録の統合・整理等

平成9年1月の基礎年金番号導入時に、現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがある旨を申し出いただいた方及び氏名、性別、生年月日の3項目による名寄せを行い、合計約1,818万件を対象に、平成10年度から18年度にかけて順次照会を行い、年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合を進めてきた。

平成19年度以降は、④の取り組みの中で引き続き記録の統合を進める。

#### ④ 被保険者記録の適切な管理

年金個人情報提供の充実により事前に記録を確認していただく機会を拡大することにより、被保険者記録の整理に努める。

また、社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から、年金記録相談の特別強化体制をとってきた。

年金記録は、年金制度への信頼の基礎となるものであることから、平成19年度も引き続き、適切な被保険者記録の管理に努める。

#### (年金個人情報の提供について)

##### ア 社会保険庁からのアプローチ

- ・58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ及び年金見込額の提供（平成16年3月～）
- ・裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月～）
- ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月～）
- ・ねんきん定期便（平成20年4月予定、一部先行実施）

##### イ お客様からのアプローチ

##### a インターネットによる年金個人情報の提供

- ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
- ・厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
- ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式により、年金加入記録を即時

に回答（平成18年3月～）

b 年金相談による対応

- ・ねんきんダイヤルによる被保険者記録照会
- ・社会保険事務所等の年金相談窓口における被保険者記録照会



## 2. 保険料等収納事務に関する事項

### (1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。

なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。

- ① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。
- ② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。

#### 【計画】

##### ① 未納者属性に応じた納付督促・勧奨の実施

市町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。

その実施に当たっては、未納者属性毎に最も効果的な対策を検討・実施し、実施結果の分析、評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組とする。また、度重なる督促・勧奨によっても納付又は免除等に結びつかない未納者のうち、一定の所得を有する者に対しては強制徴収を実施し、その他の未納者については、督促の内容や納付拒否の有無などを明らかにしておく。

##### ② 納付督促の実施

ア 社会保険事務所毎にa～dの督促業務の組み合わせによる効果的な督促を検討し、督促業務ごとの獲得可能な目標納付月数を設定し、月別の行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…現年度の未納被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

b 電話…接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。

c 戸別訪問…戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。

また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。

d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。

イ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。

ウ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。

### ③ 強制徴収の実施

ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を行うとともに、その実施規模を拡大する。

イ 具体的には、未納者に対する「最終催告状」の発行から差押えの執行までの強制徴収の対象者を、平成19年度は年間60万人に拡大して実施する（平成18年度最終催告状発行目標：35万人）。

ウ 最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、「督促状」を送付する。

エ 督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

### ④ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知及び適正な運用

ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて保険料の全部又は一部の納付が免除される申請免除についての周知を図る。

イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度の周知を図る。

ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。

エ 保険料免除期間及び学生納付特例期間についての保険料の追納勧奨を実施する。

オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。

カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。

キ 卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に、必要な事項を印字した申請書を送付し、簡単な記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。

ク 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。

ケ 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。

- コ 国民年金の免除等の申請書の入力等について、事務処理を事務局事務センターで集約して処理し、受付と入力処理の分離及びOCR（光学式文字読取装置）による処理とし、窓口装置からの直接入力の実施を原則禁止を図る。
- サ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することについて、法整備を行った上で実施に向けた準備を行う。
- シ 医療保険者の被扶養者情報や福祉事務所等の生活保護に関する情報について提供が受けられるよう法整備を行い、その情報を活用して免除等に該当すると思われる者には免除等制度の利用についての必要な届出及び申請の勧奨を実施する。

#### ⑤ 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。
- イ 平成16年から実施しているコンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図り、その利用の促進を図る。
- ウ クレジットカードによる国民年金保険料の納付について、法的整備を行ったうえで19年度中の実施を図る。
- エ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。

#### ⑥ きめ細かい情報・サービスの提供

平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、その証明書として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月（1月から9月末までに保険料を納付した者）及び2月（9月以前に保険料の納付実績がなく10月から12月末までに保険料を納付した者）に発行し、1年間の納付状況の情報提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図るとともに、当該証明書に係る照会対応のためのコールセンターを設置する。

#### ⑦ 民間委託

平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業（未納者に対する保険料の納付督促、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託、口座振替の獲得、記録の管理及び報告）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づく民間競争入札の対象業務として、95カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成18年度：35カ所）。

#### ⑧ 市町村、各種団体との連携・協力

- ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。
  - ①一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
  - ②中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
  - ③免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
- イ 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口

座振替の促進を図ることができる方策を検討する。

ウ 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施する。受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施する。

エ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。

オ 事業所に勤務する国民年金の被保険者について、事業主に対し、事業所における国民年金制度の仕組みの説明や保険料納付の勧奨等に関して必要な協力を求めることができる旨の法整備を行い、事業主に協力を依頼する。

	19年度計画	17年度実績	
計画数値	・ 催告状発行件数	行動計画で定める件数	3,418万件
	・ 電話納付督促件数	行動計画で定める件数	823万件
	・ 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,774万件
	・ 最終催告状発送件数	行動計画で定める件数	172,440件
	・ 保険料納付月数	行動計画で定める月数	12,793万月
	・ 保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	19,060万月
	・ 免除件数	行動計画で定める件数	3,815,029件
	・ 若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	340,525件
	・ 学生納付特例件数	行動計画で定める件数	1,760,373件
見込数値	19年度見込	17年度実績	
	・ 督促状送付件数	—	36,398件
	・ コンビニ収納件数	967万件	589万件
	・ 追納件数	711,638件	580,160件

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率<sup>注)</sup>

厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

### 【計画】

#### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

#### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなならないうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

エ 社会保険事務局毎に徴収対策を計画的に実施するための具体的な取組計画を策定するとともに、中長期的な目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。

オ 徴収調査支援システムの活用等による効率的な業務を実施するとともに、滞納処分の的確な実施の徹底を図る。

#### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出（7グループ19届出）の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ グループ申請（電子申請）の利用促進

- ・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。（7グループ19届出）

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	13,631件
	・滞納事業所数	前年度を下回る	105,545件
	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	1,385件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	2,761件
見込数値		19年度見込	17年度実績
	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	214,352億円	200,584億円
	政府管掌健康保険	67,495億円	65,676億円
	船員保険	584億円	639億円
	児童手当	1,944億円	1,334億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	217,961億円	203,577億円
政府管掌健康保険	68,831億円	67,090億円	
船員保険	637億円	694億円	
児童手当	1,949億円	1,341億円	

### 3. 保険給付事務に関する事項

#### (1) 年金給付の的確な実施

【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）
- ・ 障害基礎年金：3か月以内
- ・ 障害厚生年金：3か月半以内

#### 【計画】

##### ① 迅速な決定

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成18年度における達成状況の公表は平成19年5月目途）

イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。

ウ 58歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認をできる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。

エ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。

##### ② 適正な届出の周知

ア 新規裁定の年金受給者に対する周知

- ・ 年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付

イ 老齢厚生年金受給者に係る届出の指導

- ・ 在職者の老齢厚生年金の全部又は一部支給停止の適正化を図るため、適用事業所の事業主から提出される算定基礎届の総括票により、60歳を超える厚生年金保険の被保険者となっていない就労者の人数の報告を求め、当該就労者が多い事業所に対する事業所調査を実施し、老齢厚生年金受給者に係る届出を適正に行うよう指導する。

##### ③ 電子申請の利用促進

年金給付に関する手続について、平成19年度以降「オンライン利用促進のための行動計画」に利用目標率を設定するとともに、利用促進のための取組を実施する。

	19年度見込	17年度実績	
見込数値	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,429,370部	1,901,587部
	・年金給付費		
	基礎年金（国民年金）	164,853億円	145,914億円
	厚生年金	235,684億円	219,863億円
	・年金受給権者数		
	基礎年金（国民年金）	26,394,336人	24,393,056人
	厚生年金	27,238,331人	25,109,878人
	船員保険（新法）	2,232人	2,127人
	・新規裁定受給権者数		
	基礎年金（国民年金）	463,656人	498,186人
	厚生年金	2,104,350人	1,503,277人
	船員保険（新法）	108人	85人



## (2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

・政府管掌健康保険：内容点検	806円以上	外傷点検	464円以上
・船員保険：内容点検	1,173円以上	外傷点検	868円以上

### 【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の的確な債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に対し12か月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、被保険者へお知らせする高額査定通知については適正に実施する。

#### ④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

	19年度計画	17年度実績
計画数値		
・ 被保険者1人あたりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検）	2,016円	2,016円
見込数値	19年度見込	17年度実績
・ 医療給付費 健康保険	36,751億円	35,173億円
船員保険	197億円	197億円
・ 医療費通知件数 健康保険	22,669,000件	22,335,657件
船員保険	62,000件	65,325件
・ 負傷原因照会件数	377,000件	371,062件
・ 求償件数 健康保険	124,000件	136,164件
船員保険	540件	619件
・ 求償決定額 健康保険	5,987,000,000円	7,440,237,334円
船員保険	33,000,000円	45,077,547円
・ レセプト点検効果額総額 健康保険（内容点検）	15,746百万円	15,424百万円
（外傷点検）	9,065百万円	8,876百万円
（資格点検）	39,385百万円	38,607百万円

### (3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内

#### 【計画】

##### ① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成18年度における達成状況の公表は平成19年5月目途）

##### ② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

##### ③ 高額療養費の現物給付化の円滑な実施

平成19年4月以降、入院時の一部負担金の支払いが高額療養費の自己負担限度額を上回る者については、限度額適用認定書を医療機関等へ提示することにより、窓口での支払が自己負担限度額までとなっていることから、その交付申請がなされた場合、速やかに交付する。

##### ④ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

##### ⑤ 電子申請の利用促進

健康保険の給付に関する手続について、平成19年度以降「オンライン利用促進のための行動計画」に利用目標率を設定するとともに、利用促進のための取組を実施する。

		19年度見込	17年度実績
見込数値	・現金給付費		
	健康保険	5,844億円	5,321億円
	船員保険	55億円	54億円
	・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.37日	1.41日
	船員保険	6.18日	6.19日

## 4. 年金相談等の充実に関する事項

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。

### 【計画】

社会保険庁では、団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務量の増加が見込まれることから、

(1) まず、58歳到達者に対して、それまでの年金加入記録を通知し、記録の確認を行うとともに、併せて、希望される方には年金見込額試算を行い、(昭和21年1月2日以降に生まれた方を対象に、平成16年3月から実施)

(2) 更に、この事前通知により記録の確認が行われた方々等に対しては、年金支給開始年齢の直前に予め氏名、住所、年金加入記録等を記載した裁定請求書を本人あてに送付するサービス(ターンアラウンド)を実施している。(平成17年10月から実施)

また、社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、

(3) インターネットを活用した年金個人情報の提供(平成17年1月から実施)

(4) ネットワーク化により空いている拠点に電話をつなげるサービス「ねんきんダイヤル」の実施(平成17年10月から実施)

などに取り組んできた。

平成19年度においても引き続き、次の取組を実施する。

### ① 年金相談体制の充実

ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下のような取組を推進する。

- ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施
- ・ 毎月第2月曜日を中心とした平日における年金相談の受付時間の延長
- ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施
- ・ ねんきん月間(11月)における休日の年金相談の実施・障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施

イ 窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。

ウ 中央年金相談室及び全国23ヶ所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率化と機能の充実を図る。

エ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、年金相談センターの移転及び廃止を行う。

オ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を実施する。

カ 年金相談担当者のレベル別研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。

キ 民間における年金相談を促進する。このため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修を実施する。

## ② 年金個人情報の提供の充実

- ア インターネットによる年金個人情報の提供
- ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
  - ・厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
  - ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、年金加入記録を即時に回答（平成18年3月～）
- イ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。
- ウ 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する。
- エ 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についての定期的な通知（ねんきん定期便）の導入（平成20年4月～）に向けて、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進するため、厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表の提供事業を行う。（平成18年2月～）
- オ ねんきん定期便の実施を一部前倒しし、35歳到達者に対して、被保険者自身が自らの年金加入状況を確認できる通知を行う（平成19年3月～）。更に、平成19年度中に、45歳到達者に対して35歳到達者と同様の通知を行うとともに、55歳以上の者に対しては、保険料納付実績や年金見込額の通知を行う。
- カ 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討する。

	19年度計画	17年度実績
計画数値		
・ねんきんダイヤル応答率	80%	77.5%
・年金加入状況の通知件数	11,760,000件	12,019,208件
・35歳到達者への通知件数	2,054,000件	(平成18年度新規実施)
・被保険者記録の事前通知件数	2,023,000件	1,770,941件
	19年度見込	17年度実績
見込数値		
・年金相談者数（来訪相談者数）	9,030,000人	7,444,190人
・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	172,000件	80,499件

## 5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者）

船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者）

・事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る

#### 【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

- ・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施
- ・健診機関毎の健診受診単価契約の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施
- ・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。

エ 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

オ 平成20年4月から、すべての医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等に対する「特定健康診査」・「特定保健指導」が義務づけられるため、「特定健康診査等実施計画」の策定、事業の普及に向けた当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施し、施行に向けた準備を進める。

なお、「特定健康診査」・「特定保健指導」が政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者になじみやすく、受診しやすい形で実施できる工夫を検討する。

	19年度計画	17年度実績	
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	3,633,240人	3,039,963人
	船員保険(40歳以上被保険者)	16,026人	15,493人
	・事後指導実施者数		
	674,103人	581,625人	

## (2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

### 【計画】

#### ① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF O）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、引き続き整理合理化の具体的な進め方などの検討を行う。

### 【参考】

○RF Oにおける平成18年度落札実績（平成19年1月31日現在）

落札物件数	72
落札価格	26,839百万円

○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成19年1月31日）

落札物件数	81
落札金額	33,129百万円

○RF Oにおける平成19年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	90
物件数	147

#### ② 社会保険病院

社会保険病院については、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画の実施状況や収支状況、地域において担っている役割や病院機能等を総合的に勘案したうえで整理合理化計画を取りまとめる。



## 6. 業務全般に関する事項

### (1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。

- ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

	19年1月	18年7月
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	89%
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	87%	84%

注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

#### 【計画】

##### ① 分かりやすい情報提供

ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。

ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

##### ② 窓口サービスの改善

ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を年2回（7月、1月）定期的実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。

イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。

ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査を継続的に実施する。

### ③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、全国的に統一した業務マニュアルの運用開始（平成18年10月～）とともに、様式等の統一化を図ったところであるが、更に、申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等の見直しを行う。

イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づく見直しを行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

### ④ 業務品質の向上及び標準化

ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。

イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

### ⑤ 届出の省略

ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。

イ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

### ⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。

イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。

ウ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した電子申請の場合、被扶養者（異動）届の磁気媒体届書作成プログラム化を踏まえ、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

### ⑦ 年金被保険者・受給者カードの検討

年金被保険者・受給者カードの導入について、省内関係部局と連携し、セキュリティの確保や技術開発等に要する経費等を考慮しつつ、カードの形態、機能等について幅広く検討を進める。

## (2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

### 【計画】

#### ① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 随意契約審査委員会における随意契約のチェック等を的確に実施する。
- オ 業務に使用する帳票等については、インターネットを活用した受発注システム（管理換WEB）を円滑に運用して適正な在庫管理を行い、調達コストの削減に努める。
- カ 平成19年度から、国民年金特別会計と厚生保険特別会計が年金特別会計として統合されることに伴い、予算執行に関する事業単位コードを見直し、適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理の一層の効率化を図り、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。

#### ② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況等に重点をおいて実施する。  
特に、現金亡失等の事故防止対策として事務所等に対して、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）を実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

#### ③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。

計画数値

- ・競争入札割合  
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
- ・調達コストの削減  
調達計画額の10%以上を削減

### (3) 広報活動の推進

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の35%以上とする。

#### 【計画】

#### ① 社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
  - ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
  - ・ 11月を「ねんきん月間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等と連動した広報活動を展開
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
  - ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
  - ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
  - ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
  - ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
  - ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
  - ・ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成19年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。
- オ 平成19年度から、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。
- カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。
- キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。

## ② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する（年金教育推進協議会を活用し、教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化）。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。  
 ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載  
 ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・ホームページアクセス数	6,500万件	6,093万件
	・新聞広報の接触率	前年度を上回る	30.1%
	・年金セミナー 中学・高校生対象	35%	28.7%
	大学生対象	前年度を上回る	22校 (18年度見込み)

#### (4) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

##### 【計画】

##### ① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

##### ② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・個人情報保護研修受研率	100%	100%
見込数値	・レセプト開示件数	8,000件	5,879件
	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	39件	55件
	地方分	7,575件	3,989件

## (5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

### 【計画】

#### ① 5年間の業務・システム最適化計画の実施

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間で、

ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新

イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減

ウ 原則、一般競争入札による調達

エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより、費用構造の透明性を強化

オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化

カ バックアップセンターの検討や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保

キ 過去に行ったソフトウェア開発経費（いわゆる残債）の返済

ク 初期コスト約1,150億円を投入し、刷新後は年間運用コストを35%程度（約300億円）削減

を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。

#### ② 平成19年度の取り組み

ア 新規オープンシステムの構築については、平成18年度に次の5つに分割して調達を行った基本設計を踏まえ、詳細設計に着手

①適用業務ソフトウェア

②徴収業務ソフトウェア

③給付(受付・通知等)業務ソフトウェア

④支援系システム業務ソフトウェア

⑤基盤ソフトウェア及び全体開発管理

イ 端末設備のオープン化を図るためのハードウェア調達

ウ 記録管理システム及び年金給付システムで使用している業務サーバの集約

## (6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図る。

### 【計画】

#### ① ガバナンスの強化

- ア 本庁による全国統一的な業務管理
  - ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
  - ・全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化の推進
  - ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速に対応ができる仕組みの整備
  - ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
  - ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施
- イ ブロック単位での広域的な取組の推進
  - ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
  - ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
  - ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整を位置づける（平成19年4月～）。
  - ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
  - ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り
- ウ 数値による事業管理の推進
  - ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
  - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）
- エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上
  - ・管理職員にふさわしい人材の登用
  - ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
  - ・管理職員に対する研修
- オ コンプライアンス（法令遵守）の推進
  - ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度（平成16年10月～）
  - ・外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口（平成18年6月～）
  - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
  - ・各社会保険事務局の法令遵守委員会（平成18年7月～）
  - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者（平成17年2月～）
  - ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
  - ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用
  - ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）
- カ 開かれた組織運営
  - ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）



- ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）

#### キ 監察機能の強化

- ・事務所監察においては、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査の充実
- ・専門的知識を有する特別社会保険指導官の外部からの任用
- ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
- ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

### ② 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、事務局推薦による方式を改め、本庁主導に移行
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を実施
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等の人材の育成
- ・本庁と地方との間の人事異動の拡大
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

### ③ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。
- ・社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。
- ・社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。

- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。(平成19年度は試行実施)
- ・社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

#### ④ 人事評価制度の本格実施

人事評価制度について、試行実績を踏まえ、全職員を対象として本格実施する。

#### ⑤ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。
- イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。
- ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。
- エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・接遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

#### ⑥ 人員の最適配置及び事務所等拠点の見直し

- ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年度より3か年で実施してきた人員配置の見直し計画について、19年度において完了する。
- イ 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。
- ウ 国民年金保険料の収納体制の強化を図るための大幅な人員シフトを行う。具体的には、平成18、19年度の2か年で、国民年金保険料の強制徴収のための人員を1,000人増員する。
- エ 社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、首都圏1都2県において、事務所の統合・分割（3増3減）を実施する。
- オ わかりやすく効果的な組織づくりを図るため、社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進める。
- カ 社会保険事務所の庶務課業務の効率化を進める。

#### ⑦ 業務の集約化及び外部委託の拡大

- ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。
- イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。
- ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、95カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成18年度：35カ所）。

⑧ **社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化**

平成20年4月の社会保険庁LANの更改に向けた準備を進めるとともに、社会保険業務用端末を社会保険庁LAN端末としても利用できるようにすることで、社会保険庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

## (7) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進める。

### 【計画】

#### ① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。

イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。

ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

#### ② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。

イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、入院に係る高額療養費の現物給付化等の新たなサービスの周知徹底を図り、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

#### ③ 保健事業の充実

保健事業については、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図るとともに、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の実施体制の整備を進める。（詳細は、「5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 保健事業の実施」を参照）

#### ④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「3. 保険給付事務に関する事項」の「(2) 健康保険の医療費の適正化」を参照）

#### ⑤ 全国健康保険協会システムの開発

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発を進める。

⑥ 業務の移管等の検討・準備

政府管掌健康保険の公法人化に伴う業務の移管を円滑に行うことができるように、業務の移管に関する計画の策定等、必要な検討・準備を進める。



### Ⅲ. 月 次 計 画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○												企 画 課 社会保険業務センター		
	2 社会保険庁端末設備の更改	・社会保険業務用端末設備のオープン化の実施 ・20年4月の社会保険庁LANの更改に向けた準備 ・庁LAN更改に併せ、オープン化される業務用端末を庁LAN端末としても利用可能とし、20年10月に端末の一人一台化を図る。	☆ 端末更改 実施通知	○				○	○						○	総 務 課 社会保険業務センター	①20年1～3月 業務端末オープン化 ②20年4月 庁LAN更改 ③20年10月 健保公法人分離後の レイアウト変更等に 併せ、一人一台化	
	3 コールセンターの整備	・中央年金相談室及び23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率的と機能の充実を図る。 具体的には19年7月に中央年金相談室を移転して第1コールセンターとし、20年3月に15箇所の年金電話相談センターを廃止して第2コールセンターを設置する。さらに20年8月に第3コールセンターを設置する予定。	☆ ↑ 取扱通知 廃止通知(4月) 廃止事務連絡(2月)	☆ ↑ 取扱通知 廃止通知(4月)				○ ↑ 中央年金相談室の移転 (第1コールセンター)								○ ↑ 第2コールセンター設置	企 画 課 社会保険業務センター	・廃止事務連絡/廃止通知は、年金電話相談センターの廃止 ・取扱通知は、電話相談に関する取扱通知
	4 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る特別徴収の実施	・介護保険料については、指定機関を経由する新たな事務処理方式による特別徴収の実施 ・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施															企 画 課 社会保険業務センター	未定
	5 日仏社会保障協定の実施	・日仏両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日仏両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務センター	未定
	6 日加社会保障協定の実施	・日加両国の年金社会保険制度への二重加入の防止 ・日加両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務センター	未定

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年医療保険制度改正に係る平成19年度施行分																		
	・標準報酬月額の上下限の見直し	・現行9.8万円～98万円(39等級) →5.8万円～121万円(47等級)	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター	
	・賞与の保険料賦課上限額の見直し	・現行の1回当たり200万円を上限 →年間累計額540万円を上限	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・傷病手当金及び出産手当金の支給額の見直し	・現行1日につき標準報酬日額の6割相当額 →3分の2相当額	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・任意継続被保険者に係る現金給付の見直し	・任意継続被保険者にかかる傷病手当金及び出産手当金の廃止	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・資格喪失後6ヶ月以内の出産手当金の支給を廃止	・資格喪失後6ヶ月以内に出産した者に対する出産手当金の支給を廃止	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化	・70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	(2) 雇用保険法の改正に伴う船員保険法の改正 (平成19年4月施行分)																		
	・失業部門の保険料率の変更	・船員保険の失業部門の保険料率の引き下げ(18%→12%) ・教育訓練給付の適正化の措置	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	(平成19年10月施行分)																		
	・育児休業給付金等の見直し	・失業保険金の支給要件の見直し ・育児休業者職場復帰給付金の給付額の改善 ・教育訓練給付金の受給要件の暫定的措置								☆	○								医療保険課
	(3) その他																		
		・高額療養費未請求者に係るターンアラウンド方式によるお知らせの実施	☆	○															医療保険課
	[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定														☆	○		医療保険課 社会保険業務センター	
	[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正						☆	○										医療保険課	
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。						☆	○										医療保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
年金保険	1 制度改正関係																	
	(1) 平成16年制度改正関係 ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整	・70歳以上の老齢厚生年金の受給者に現行の60歳台後半の在職老齢年金の調整の仕組みを導入。	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	・受給権者の申出による支給停止	・年金受給権者が自ら申出することによって、年金給付を支給停止する仕組みを導入。	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	・老齢厚生年金の支給繰下げ	・65歳からの老齢厚生年金の支給開始年齢を繰下げて受給できる仕組みの導入。	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	・遺族年金制度の見直し	・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みの導入。 ・子のない30歳未満の妻への遺族厚生年金を5年間の有期給付とする。 ・中高齢の寡婦加算の支給要件を夫死亡時35歳未満から40歳未満に引き下げ。	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	・離婚時の厚生年金の分割	・離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を当事者間で分割できる仕組みの導入。	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	・国民年金保険料額の改定	・平成19年度の新保険料額による保険料の収納を行う。															年金保険課 社会保険業務(1)	
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務(1)	
	2 郵政民営化に伴う老齢福祉年金及び特別障害給付金の支払方法の変更	・老齢福祉年金の支払方法について、年金証書を郵便局窓口へ提示して現金で年金を受け取る方法から、預貯金口座への振り込み又は送金通知書の提出による年金の受け取りへ変更。								☆		○					年金保険課	
		・特別障害給付金の支払方法について、郵便貯金口座への振込による給付金の受け取りを追加								☆		○					年金保険課	
	3 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムに登録されていない20歳到達の在日外国人に関する情報を市町村から入手し、適用勧奨等を実施する。															年金保険課 社会保険業務(1)	未定
		・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。															年金保険課 社会保険業務(1)	未定
	・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
	4 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○														○	年金保険課 社会保険業務(1)	
	5 国民年金保険料に係る強制徴収の実施規模の拡大	・市町村から提供された所得情報を活用して納付督促に引き続いて強制徴収を行うなどにより実施規模の拡大を図る。	○														○	年金保険課 社会保険業務(1)	
	6 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○														○	年金保険課 社会保険業務(1)	
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。																年金保険課 社会保険業務(1)	未定
	7 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務所の指定	・納付率が低調な社会保険事務所を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。				☆												年金保険課	
	8 わんきん定期便の実施の一部前倒し(45歳到達者及び55歳以上の被保険者)	・わんきん定期便を一部前倒し実施し、45歳到達者に対して年金加入状況を通知する。また、55歳以上の被保険者に対しては、保険料納付実績や年金見込額を通知する。										☆	○					企 画 課 社会保険業務(1)	
	9 免除手続きの簡素化(ターンアラウンドの実施)	・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。							☆				○					年金保険課 社会保険業務(1)	
	10 学生納付特例の手続きの簡素化(ターンアラウンドの実施)	・卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。											☆				○	年金保険課 社会保険業務(1)	
	11 保険料を納めやすい環境づくり	・クレジットカードによる国民年金保険料の納付を可能とし、更なる納付環境の整備を図る。																年金保険課 社会保険業務(1)	未定

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・年金分割制度の創設 第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)														社会保険業務(1)	
		・ねんきん定期便 ①45歳・55歳以上通知対応 (平成19年10月) ②全被保険者対応 (平成20年4月)	①														
			②														

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 表彰	・ 社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○							企 画 課	
		・ 政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○							医 療 保 険 課 年 金 保 険 課	
		・ 社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○		長 官 ○—○	大 臣 ○						企 画 課 ( 労 働 基 準 局 )	
		・ 社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表 彰 ○—○							総 務 課 企 画 課	
		・ 社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)					○										サ-ビ-ス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・ 社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆					○—○							企 画 課	
3 社会保険労務士試験			受付 ○				試験 ○		発表 ○							企 画 課 ( 労 働 基 準 局 )		
4 さわやか行政サービス推進月間	・ 行政サービスの総点検の実施等			○												サ-ビ-ス推進課		
5 お客様満足度調査	・ 社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○						○				サ-ビ-ス推進課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)		○													○	医療保険課	
		・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○												
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表彰 ○	○						医療保険課	
	3 調査	・船員保険災害補償相当分収支状況調査		○														○	企 画 課
・老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)			○														○		
・政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査					☆	○	○												
4 その他	・第49回船員労働安全衛生月間							☆	○									医療保険課 (国土交通省 海事局)	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
年金保険	1 表彰	・ 国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○	表 ○	○						年金保険課	
		・ ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰								○	—	○				年金保険課	
	2 ねんきん月間	・ 11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。							☆	○						年金保険課	ねんきん月間 11月
	3 調査	・ 老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握 を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。〕								○	—	○				年金保険課	
・ 公的年金加入状況等調査 〔公的年金加入状況及び年金の受給状況など を調査し、就業状況や年金に関する周知度 などを把握し、事業運営の基礎資料とする。〕								☆	○			○			企 画 課	3年周期で実施	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。															企 画 課	年6回実施	
	2 事業運営全般に係る地方社会保険事務局との事務打合せ					○	+	○									サービス推進課 企 画 課 医 療 保 険 課 年 金 保 険 課		
	3 全国社会保険事務局長会議													○	+	○	総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時	
	4 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。							○	+	○		○					総 務 課	
	5 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会				○	+	○						○	+	○			サービス推進課 経 理 課	
	6 統括地方社会保険監察官との打合せ				○											○		サービス推進課 経 理 課	
	7 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。					○											企 画 課	
	8 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。								○							○	総 務 課	
年金保険	1 年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。															社会保険業務課	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆														企画課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、適切な媒体を活用した広報を実施する。	☆										○				年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知等を適切な媒体を活用して実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施</li> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監察を実施</li> <li>・ 外部委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監察の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理状況について</li> <li>・ 重点課題への取組状況について</li> <li>・ 前年度指摘事項の改善状況について</li> <li>・ 国民サービス向上の取組状況について</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況について</li> </ul> </li> <li>（本庁の監察については、地方庁の監察結果を踏まえて実施）</li> <li>○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。</li> </ul>	☆			○	+	○		○				○			サービス推進課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計機関における事故防止対策の取組状況</li> <li>・ 契約事務処理の適正性について</li> <li>・ 予算執行の経済性、効率性について</li> <li>・ 契約審査会の審議状況について</li> </ul> </li> <li>○ （地方庁）</li> <li>○ （地方庁）</li> <li>○ （本庁）</li> </ul>	☆			○		○					○			経理課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	・ 法令遵守 ----- ・ 公務員倫理 ----- ・ 個人情報保護		○													○	総 務 課 企 画 課	
社会保険大学校における研修 Ⅰ 集合研修	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	・ 新規採用者 [該当者全員 18日]	☆	○														社会保険大学校	年1回実施 大学校研修終了 後事務局におい ても5日間の研 修を実施
	(2) 一般職員研修	・ 採用後3年目の職員及びこの研修を修了して いない者 [各期 80人 19日]	(5月~7月実施分) ☆		○	○	○	(9月~11月実施分) ☆		○	○	(1月~2月実施分) ☆		○	○			社会保険大学校	年10回実施 ・10月及び2月は 2回実施
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 基本	・ 庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸 給表(一)の2級で、職員としての業務経験が 7年以上の者 [各回 70人 5日]					(9月実施分) ☆		○		(2月実施分) ☆				○			社会保険大学校	年2回実施
	ii) 適用・医療給付	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表 (一)の2級で、職員としての業務経験が7年 以上の者 [各回 60人 12日]	(5月実施分) ☆		○		(12月実施分) ☆						○					社会保険大学校	年2回実施
	iii) 徴収	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表 (一)の2級で、職員としての業務経験が7年 以上の者 [各回 60人 12日]	(7月実施分) ☆				○				(1月実施分) ☆				○			社会保険大学校	年2回実施
	iv) 年金給付	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表 (一)の2級で、職員としての業務経験が7年 以上の者 [各回 60人 12日]	(6月実施分) ☆			○					(1月実施分) ☆				○			社会保険大学校	年2回実施
	v) 国年適用・収納	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表 (一)の2級で、職員としての業務経験が7年 以上の者 [各回 60人 12日]	(6月実施分) ☆			○	(10月実施分) ☆			○								社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 5日]	(6・7月実施分) ☆			○	(10・12月実施分) ☆			○		○					社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修 i) 総合相談室長	・初めて総合相談室長となった者 [各回 50人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施
	ii) 事務所長	・初めて事務所長となった者 [各回 50人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施
	2 業務別研修 (1) 指導医療官	・指導医療官 [60人 5日]	☆			○											社会保険大学校	
	(2) 医療事務	・初めて地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 5日]	☆		○												社会保険大学校	
	(3) 社会保険審査官	・初めて社会保険審査官となった者 [40人 5日]	☆			○											社会保険大学校	
	(4) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [60人 5日]	☆				○										社会保険大学校	
	(5) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]										☆			○		社会保険大学校	
	(6) 会計事務	・基礎課程は初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 ・管理課程は会計組織を担当する課長若しくは課長補佐等 [一般課程60人 5日] [管理課程47人 3日]	(7月実施分) ☆				(11月実施分) ☆					○					社会保険大学校	・一般課程は11月実施 ・管理課程は7月実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(7) 国民年金障害給付事務	・国民年金障害給付専門官、又は障害給付事務を担当する者 [47人 5日]	☆								○						社会保険大学校	
	(8) 年金給付・年金相談事務	・年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆					○									社会保険大学校	
	(9) 適用・調査事務	・適用又は調査業務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆					○									社会保険大学校	
	(10) 徴収事務	・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 60人 5日] [指導者養成課程 47人 5日]	(6・7月実施分) ☆				○	○							○		社会保険大学校	年3回実施 ・一般課程は7・11月実施 ・指導者養成課程は6月実施
	(11) 健康保険給付事務	・保険給付指導官等のうち、この研修を終了していない者 [56人 5日]	☆				○										社会保険大学校	
	(12) 国民年金保険料強制徴収事務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 60人 5日] [応用課程 60人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]	(5~7月実施分) ☆			○	○	○		○							社会保険大学校	年5回実施 ・基礎課程は5・7月実施 ・応用課程は6・7月実施 ・指導者養成課程は9月実施
	(13) 船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [40人 5日]						☆				○					社会保険大学校	
II 通信研修	(1) 国民年金保険料強制徴収実務研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、国民年金保険料強制徴収の職務遂行に必要な業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]			☆		○	—	○								社会保険大学校	
	(2) 年金給付・年金相談研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、年金給付・相談業務の職務遂行に必要な業務知識の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]							☆		○	—	○				社会保険大学校	
	(3) リニューアル研修	・3級職員に対し、直近の社会保険関係法令知識を付与することを目的として実施 [200人程度]										☆		○	—	○	社会保険大学校	
III ブロック別研修	接遇指導者養成研修	・事務局、事務所の接遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [360人程度]	☆				○										社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規採用者研修	・ 大学校研修で習得した基礎知識を実務に即応しうるものとするため、各種業務処理マニュアル等を活用し実施	☆	○												社会保険大学校	
	2 新規採用者フォローアップ研修	・ 大学校研修終了後6か月程度経過後、理解度診断テスト・討議等を実施					☆			○						社会保険大学校	
	3 新規配属者研修	・ 新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○											○	社会保険大学校	
	4 各種研修	・ 職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○											○	社会保険大学校	
	5 国民年金推進員研修	・ 採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○											○	年金保険課	
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・ 国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕					☆		○							年金保険課	年1回実施
	2 主任年金相談専門員等研修	・ 主任年金相談専門員又は年金相談専門員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔各期 50人程度 3日〕				☆			○							企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施
	3 主任年金相談員等研修	・ 主任年金相談員又は年金相談員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕				☆ ☆			○		○					企画課 (社会保険業務センター)	年2回実施
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕				☆								○		企画課	年1回実施
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 100人程度 2日〕				☆ ☆ ☆		○		○		○				企画課	年3回実施
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕						☆		○						年金保険課	年1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
制度改正関係	1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法等の一部を改正する法律の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。</li> <li>〔主な改正事項〕</li> <li>・70歳以上の被保険者等の一部負担の変更に伴う高額療養費の自己負担限度額の引上げ</li> <li>・高額医療・高額介護合算制度創設に伴う高額介護合算療養費の支給</li> <li>・医療費適正化の推進関係</li> <li>・後期高齢者医療制度 等</li> </ul>		☆	—	☆											[保険局] 総務課 保険課 国民健康保険課 (社会保険庁)	平成20年4月施行分
	2 雇用保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の施行関係(船員保険関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険法等の一部を改正する法律(仮称)の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。</li> <li>〔主な改正事項〕</li> <li>＜平成19年4月施行分＞</li> <li>・雇用保険の国庫負担の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直し</li> <li>・雇用保険の保険料率の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る保険料率の見直し</li> <li>・雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率の引下げ</li> <li>＜平成19年10月施行分＞</li> <li>・育児休業給付金の支給額の引上げ 等</li> </ul>	☆ 注1	○				☆ 注2		○						[保険局] 保 険 課	注1 平成19年4月施行分 注2 平成19年10月施行分	
	3 平成16年年金制度改正法の施行関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。</li> </ul>												☆			[年金局] 年 金 課	平成20年4月施行分
	4 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。</li> </ul>	☆	○													[年金局] 年 金 課	
会議関係	1 社会保険指導者講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施</li> </ul>					☆		○							[保険局] 医 療 課		
	2 診療報酬改定説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月に予定している診療報酬改定の内容を周知するため、地方社会保険事務局及び都道府県の医療事務担当職員への説明会を実施</li> </ul>													☆ ○	[保険局] 医 療 課		
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				☆	○	—	○								[保険局] 医 療 課		
	2 健康保険被保険者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施</li> <li>〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕</li> </ul>							☆	○	—	○				[保険局] 調 査 課		
	3 療養費支給状況調査									☆	○					[保険局] 医 療 課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
指導監査・事務指導関係	1 保険医療機関等の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分（共同指導）</li> <li>・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導</li> <li>・集団的個別指導</li> <li>・個別指導</li> <li>・監査</li> </ul> </li> </ul>	☆		○										○	〔保険局〕 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導		☆		○										○	〔保険局〕 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰									○						〔保険局〕 保 険 課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰									○						〔保険局〕 保 険 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
会議関係	1 健康保険組合等指導監査 関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金 関係事務の取扱い及び指導監査計画等につい て、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の 併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県〕		○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	☆		○												地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○													地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○													地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆		○												地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・老人医療事務実施者に対する指導	(指導方針) ☆		○												地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型) 導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする 企業及び導入した企業に対する指導等		○													地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企 業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業 及び導入した企業に対する指導等		○													地方厚生局	

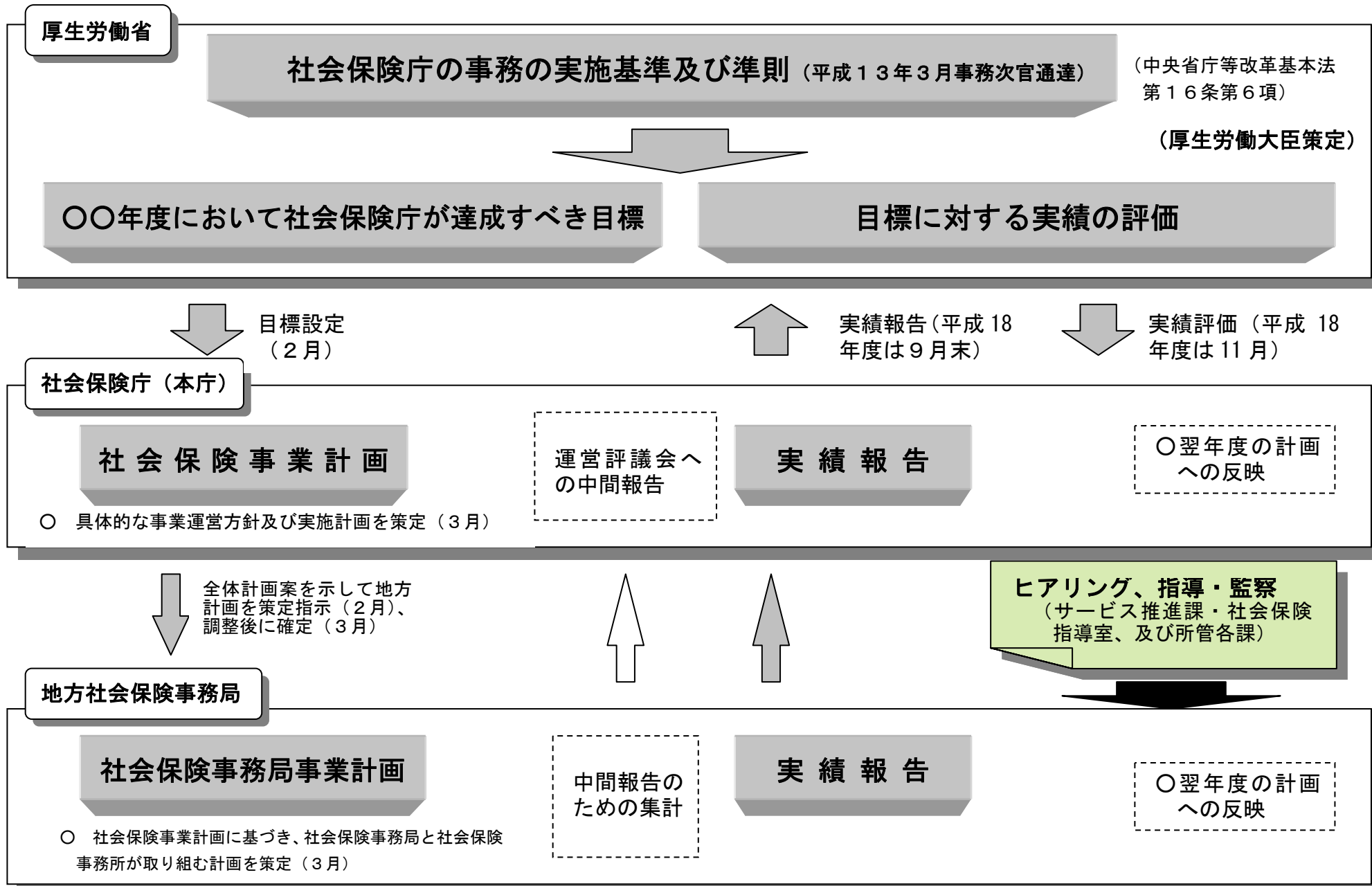
☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



## IV. 附属参考資料

	頁
1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について -----	66
2. 実績評価に関する関係法令（抜粋） -----	67
3. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則 -----	69
4. 平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標 -----	72

# 「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について



## 実績評価に関する関係法令 ～抜 粋～

### ○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

#### 第十六条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

### ○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

### ○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

## ○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

### I 政策評価に関する基本計画の指針

#### 5 事後評価の実施に関する基本的な事項

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

## ○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

### 7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

#### （4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

## ○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

### 5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

# 社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔平成13年3月〕  
厚生労働事務次官依命通達

## I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

## II 事務の実施準則

### 1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。



#### 4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

#### 5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。  
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

## 平成19年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。

なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組むとともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。

	達成すべき目標	参考指標（平成17年度実績値）
1 適用 事務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】 ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査を行ったもの）の割合：4分の1以上 （注）未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 1,648,101事業所</li> <li>政府管掌健康保険 1,515,290事業所</li> <li>船員保険 6,292事業所</li> </ul> </li> <li>・新規適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 66,087事業所</li> <li>政府管掌健康保険 65,010事業所</li> <li>船員保険 227事業所</li> </ul> </li> <li>・全被保険者資格喪失事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 45,223事業所</li> <li>政府管掌健康保険 43,789事業所</li> <li>船員保険 240事業所</li> </ul> </li> <li>・巡回説明実施事業所数 53,129事業所</li> <li>・重点加入指導実施事業所数 4,013事業所</li> <li>・被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 33,021,689人</li> <li>政府管掌健康保険 19,156,318人</li> <li>船員保険 64,834人</li> </ul> </li> <li>・資格取得被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 6,904,641人</li> <li>政府管掌健康保険 4,703,201人</li> <li>船員保険 28,745人</li> </ul> </li> <li>・資格喪失被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 6,375,211人</li> <li>政府管掌健康保険 4,478,890人</li> <li>船員保険 29,119人</li> </ul> </li> <li>・被扶養者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>政府管掌健康保険 16,493,297人</li> <li>船員保険 103,105人</li> </ul> </li> <li>・賞与支払事業所数（年度延数） <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 1,932,383事業所</li> <li>政府管掌健康保険 1,645,961事業所</li> <li>船員保険 4,099事業所</li> </ul> </li> </ul>

	達成すべき目標	参考指標（平成17年度実績値）
	<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>【数値目標】 ○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数 3,805,310件</li> <li>・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率 100%</li> <li>・第1号被保険者数 21,903,485人</li> <li>・第1号資格取得者数 5,083,885人</li> <li>・第1号資格喪失者数 5,337,704人</li> </ul>
	<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他制度加入照会件数 1,630,971件</li> <li>・年金手帳記号番号回答票数 580,024件 (社会保険業務センター受付分)</li> </ul>
2 保 険 料 等 収 納 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】 ○保険料収納率<sup>注)</sup> 厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 ○口座振替実施率 厚生年金保険 84%以上 政府管掌健康保険 85%以上 船員保険 57%以上 注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差押え事業所数 13,631件</li> <li>・保険料収納率 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 98.5%</li> <li>政府管掌健康保険 97.9%</li> <li>船員保険 92.1%</li> </ul> </li> <li>・口座振替実施率 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険 84.2%</li> <li>政府管掌健康保険 85.5%</li> <li>船員保険 56.4%</li> </ul> </li> </ul>
	<p>(2) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料納付率 67.1%</li> <li>・口座振替実施率 40.2%</li> <li>・戸別訪問件数 延 1,774万件</li> <li>・電話納付督促件数 延 823万件</li> <li>・催告状発行件数 3,418万件</li> <li>・最終催告状発行件数 172,440件</li> <li>・督促状送付件数 36,398件</li> <li>・コンビニ収納件数 589万件</li> <li>・免除件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>法定免除 1,126,166件</li> <li>申請全額免除 2,155,879件</li> <li>申請半額免除 532,984件</li> <li>合計 3,815,029件</li> </ul> </li> <li>・学生納付特例件数 1,760,373件</li> <li>・若年者納付猶予件数 340,525件</li> <li>・追納件数 580,160件</li> </ul>

安を設定することについて検討する。

- ② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。

	達成すべき目標	参考指標（平成17年度実績値）																																										
3 保 険 給 付 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p><b>【数値目標】</b>  ○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）  政府管掌健康保険  内容点検 806円以上  外傷点検 464円以上  船員保険  内容点検 1,173円以上  外傷点検 868円以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容点検件数（過誤調整確定分）  政府管掌健康保険： 1,222,405件  船員保険： 4,901件</li> <li>・レセプト点検効果額（資格点検を除く）  政府管掌健康保険  内容点検 15,424百万円  外傷点検 8,876百万円  船員保険  内容点検 77百万円  外傷点検 57百万円</li> <li>・被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）  政府管掌健康保険  内容点検 806円  外傷点検 464円  船員保険  内容点検 1,173円  外傷点検 868円</li> </ul>																																										
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p><b>【数値目標】</b>  ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。  傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付費  政府管掌健康保険 5,321億円  船員保険 54億円</li> <li>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）  政府管掌健康保険 1.41日  船員保険 6.19日</li> <li>・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び達成率</li> </ul> <p><b>【健康保険給付関係】</b></p> <table border="1" data-bbox="820 1279 1465 1541"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.5日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>18.2日</td> <td>87.6%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>16.6日</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>埋葬料（費）</td> <td>18.2日</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>家族埋葬料</td> <td>17.5日</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【船員保険給付関係】</b></p> <table border="1" data-bbox="820 1615 1465 1877"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>18.8日</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>16.8日</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>13.0日</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>14.8日</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>18.6日</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>家族葬祭料</td> <td>15.3日</td> <td>91.1%</td> </tr> </tbody> </table>	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.5日	85.6%	出産手当金	18.2日	87.6%	出産育児一時金	16.6日	94.2%	家族出産育児一時金	16.6日	94.4%	埋葬料（費）	18.2日	85.6%	家族埋葬料	17.5日	88.3%	給付種別	平均所要日数	達成率	傷病手当金	18.8日	80.3%	出産手当金	16.8日	85.7%	出産育児一時金	13.0日	100.0%	家族出産育児一時金	14.8日	96.6%	葬祭料	18.6日	82.9%	家族葬祭料	15.3日	91.1%
給付種別	平均所要日数	達成率																																										
傷病手当金	18.5日	85.6%																																										
出産手当金	18.2日	87.6%																																										
出産育児一時金	16.6日	94.2%																																										
家族出産育児一時金	16.6日	94.4%																																										
埋葬料（費）	18.2日	85.6%																																										
家族埋葬料	17.5日	88.3%																																										
給付種別	平均所要日数	達成率																																										
傷病手当金	18.8日	80.3%																																										
出産手当金	16.8日	85.7%																																										
出産育児一時金	13.0日	100.0%																																										
家族出産育児一時金	14.8日	96.6%																																										
葬祭料	18.6日	82.9%																																										
家族葬祭料	15.3日	91.1%																																										

達成すべき目標	参考指標（平成17年度実績値）																					
<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <p>○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</li> <li>・ 障害基礎年金：3か月以内</li> <li>・ 障害厚生年金：3か月半以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金給付費 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金：219,863億円</li> <li>基礎年金：126,386億円</li> <li>国民年金：19,527億円</li> <li>老齢福祉年金：165億円</li> </ul> </li> <li>・ 年金受給権者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金：25,109,878人</li> <li>基礎年金（国民年金）：24,393,056人</li> <li>船員保険（新法）：2,127人</li> </ul> </li> <li>・ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び達成率</li> </ul> <p><b>【年金給付関係】</b></p> <table border="1" data-bbox="834 707 1477 967"> <thead> <tr> <th>給付種別</th> <th>平均所要日数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢基礎年金</td> <td>31.4日</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>老齢厚生年金</td> <td>33.4日</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金</td> <td>36.7日</td> <td>93.7%</td> </tr> <tr> <td>遺族厚生年金</td> <td>32.1日</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>61.9日</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>92.7日</td> <td>73.5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規裁定者あてパンフレット送付件数 1,901,587部</li> </ul>	給付種別	平均所要日数	達成率	老齢基礎年金	31.4日	98.7%	老齢厚生年金	33.4日	98.3%	遺族基礎年金	36.7日	93.7%	遺族厚生年金	32.1日	97.7%	障害基礎年金	61.9日	94.0%	障害厚生年金	92.7日	73.5%
給付種別	平均所要日数	達成率																				
老齢基礎年金	31.4日	98.7%																				
老齢厚生年金	33.4日	98.3%																				
遺族基礎年金	36.7日	93.7%																				
遺族厚生年金	32.1日	97.7%																				
障害基礎年金	61.9日	94.0%																				
障害厚生年金	92.7日	73.5%																				

	達成すべき目標	参考指標（平成17年度実績値）
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合 政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者） 船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者）</p> <p>○事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施割合（40歳以上の被保険者） <ul style="list-style-type: none"> <li>政府管掌健康保険： 29.3%</li> <li>船員保険： 32.3%</li> </ul> </li> <li>・事後指導実施割合 35.3%</li> </ul>
	<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	
5 広報・情報公開・相談等に関する事項	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアクセス数 6,093万件</li> <li>・生徒に対する年金セミナーの実施率 28.7%</li> </ul>
	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金相談者数（来訪相談者数） 7,444千人</li> <li>・被保険者記録の事前通知件数 1,771千件</li> <li>・35歳到達者への通知件数（平成18年度から実施）</li> <li>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 80千件</li> <li>・年金加入状況の通知件数 12,019千件</li> </ul>
	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト開示件数 5,879件</li> <li>・研修参加人数 28,352人</li> <li>・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分： 55件 地方分： 3,989件</li> </ul>